



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第51号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱の一部改正 (中小企業課) 2

島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正 (") 2

島根県環境資金融資要綱の一部改正 (") 3

公布された条例等のあらまし

◇児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

福祉事務所の廃止に伴う規定の整理（第2条関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規**則**

児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

児童等の身元保証に関する規則の一部を改正する規則

児童等の身元保証に関する規則（昭和51年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第23条第1項の規定に基づき、知事が保護した児童及び同法」を削り、同号中「に基づき、」を「により」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告**示****島根県告示第251号**

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第917号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第4号を次のように改める。

(4) 製造業 統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類E－製造業をいう。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第252号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号を次のように改める。

(2) 製造業 統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類E－製造業をいう。

附 則

この告示は、平成21年 4月 1日から施行する。

島根県告示第253号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 製造業等 統計法第28条及び附則第 3 条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類E－製造業及びこれと密接に関連する業種であって、知事が別に定める業種をいう。

附 則

この告示は、平成21年 4月 1日から施行する。
